

## 御前崎市議会議員政治倫理規程

### (目的)

第1条 この告示は、御前崎市議会基本条例（平成28年御前崎市条例第21号）第4条の規定に基づき、御前崎市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 議員は、市民の負託を受けた公職にある者として、自らの役割と責任を自覚するとともに、自らの行動を厳しく律し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に真実を明らかにして、説明責任を果たさなければならない。

### (政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位を損なうような一切の行動を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附をしない、かつ受け取らないこと。
- (3) 市が行う許可その他の処分、行政指導、請負その他の契約又は補助金等の交付決定に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の採用、昇格及び異動等に不当な関与をしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽又は誹謗中傷に類する発言又は情報発信により他人の名誉を毀損しないこと。
- (7) ハラスメントが個人の尊厳を傷つける人権侵害であることを自覚し、いかなる場合であってもハラスメントをしないこと。

### (審査の請求)

第4条 議員は、前条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、審査請求書（別記様式）に政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類等を添え、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

### (審査会の設置)

第5条 議長は、審査請求が適当であると認めたときは、これを審査するため、議会に御前崎市議会政治倫理審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (審査会の委員)

第6条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査請求を行った議員及び審査対象議員を除く全議員とする。

- 2 委員の互選により、委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 委員の任期は、議長へ当該事案の審査結果報告を提出したときをもって終了する。

（審査会の会議）

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の4分の3以上で決するものとする。

（審査会の運営）

第8条 審査会は、第4条の規定による審査請求があったときは、政治倫理基準に違反する事実の存否等を審査するものとする。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、必要と認めるときは、対象議員及び関係人に対し、資料の請求、事情聴取その他必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数が同意したときは、会議を非公開とすることができる。

（対象議員等の義務）

第9条 対象議員及び関係者は、審査会から資料の提供又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

（審査結果の報告）

第10条 審査会は、第4条の規定による審査請求を受けた日の翌日から起算して90日以内に審査の結果を記載した報告書を議長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。

- 2 審査会は、対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、前項の報告書に、次のいずれかの措置を講ずるべきかの意見書を添えなければならない。
  - (1) 口頭による注意
  - (2) 文書による注意
  - (3) 議会における役職の辞任勧告
  - (4) 議員辞職勧告
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

（審査結果の通知等）

第11条 議長は、前条の規定による審査結果の報告を受けたときは、審査請求をした者及び対象議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書を併せて公表するものとする。

2 対象議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条に規定する審査請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

別記様式（第4条関係）

別記様式（第4条関係）

審査請求書

年 月 日

御前崎市議会議員 様

（審査請求の代表者）御前崎市議会議員

（審査を請求する者） 同

同

御前崎市議会議員政治倫理規程第4条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる 議 員 の 氏 名	
審査請求の対象となる 事 由 の 該 当 条 項	御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第 号
審査請求の対象となる 事 由 の 内 容	
添付書類等	別添のとおり